

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年三月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成三十年二月十九日

指令川建セ第二九〇〇八一号

二 検査済証番号

平成三十年三月七日

川建セ第二九〇〇五二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字高根八百十四番二十五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市高坂千二百三番地十四

島村 潤一